
令和元年第2回南丹市議会6月定例会会議録（第5日）

令和元年6月20日（木曜日）

議事日程（第5号）

令和元年6月20日 午前10時開議

- 日程第1 報告第7号から報告第13号まで（委員長報告～表決）
日程第2 議案第26号から議案第41号まで（委員長報告～表決）
日程第3 議案第42号から議案第44号まで（提案理由説明～表決）
日程第4 議案第45号から議案第53号まで（提案理由説明～表決）
日程第5 意見書案について（質疑～表決）
日程第6 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第7号 専決処分の承認について（南丹市税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第8号 専決処分の承認について（南丹市都市計画税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第9号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第10号 専決処分の承認について（南丹市介護保険条例の一部改正について）（市長提出）
報告第11号 専決処分の承認について（平成30年度南丹市一般会計補正予算（第9号））（市長提出）
報告第12号 専決処分の承認について（平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））（市長提出）
報告第13号 専決処分の承認について（平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第6号））（市長提出）
日程第2 議案第26号 南丹市森林環境基金条例の制定について（市長提出）
議案第27号 南丹市地域活性化センター条例の一部改正について（市長提出）
議案第28号 南丹市地域公共交通会議条例の一部改正について（市長提出）
議案第29号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）

- 議案第30号 南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第31号 南丹市税条例等の一部改正について (市長提出)
- 議案第32号 南丹市立幼稚園保育料条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第33号 建物の無償譲渡について (市長提出)
- 議案第34号 公の施設の利用に関する協議について (市長提出)
- 議案第35号 京都地方税機構規約の変更について (市長提出)
- 議案第36号 令和元年度南丹市一般会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第37号 令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第38号 令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第39号 令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第40号 令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第41号 令和元年度南丹市上水道事業会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 日程第3 議案第42号 平成30年度(繰越)南丹市役所八木支所大規模改修工事請負契約について (市長提出)
- 議案第43号 令和元年度南丹市市営バスの購入について (市長提出)
- 議案第44号 令和元年度南丹市市営バスの購入について (市長提出)
- 日程第4 議案第45号 胡麻郷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第46号 五ヶ荘財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第47号 世木財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第48号 字南・字北・字中・字河内谷・字江和・字田歌・字芦生・字白石・字佐々里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第49号 知井財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第50号 平屋財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

- いて (市長提出)
 議案第51号 宮島財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつ
 いて (市長提出)
 議案第52号 鶴ヶ岡財産区管理会委員の選任につき同意を求めることに
 ついて (市長提出)
 議案第53号 大野財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつ
 いて (市長提出)
- 日程第5 意見書案について
 日程第6 閉会中の継続調査申出について

出席議員 (21名)

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 而 村 好 高
4番 野 村 健	5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠
7番 木 村 裕	8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄
10番 木 戸 徳 吉	11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子
13番 平 野 清 久	14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀
17番 今 而 不 悖	18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学
20番 山 下 秋 則	21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 恵	係 長	井 尻 久 美

説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	市 長 公 室 長	船 越 雅 英
総 務 部 長	堀 江 長	危 機 管 理 監 兼 支 所 担 当 部 長	國 府 博 美
地 域 振 興 部 長	清 水 茂	市 民 部 長	弓 削 雅 裕
福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚	農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦
土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司	上 下 水 道 部 長	森 雅 克
教 育 次 長	中 川 勇 夫	教 育 参 事	榊 貢
会 計 管 理 者	森 康 高		

午前10時00分開議

○議長（今面 不倅君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の會議を開きます。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程第1 報告第7号から報告第13号まで

日程第2 議案第26号から議案第41号まで

○議長（今面 不倅君） 日程第1「報告第7号から報告第13号まで」及び日程第2「議案第26号から議案第41号まで」を一括して議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

仲村学総務常任委員長。

○総務常任委員長（19番 仲村 学君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、令和元年6月定例会で総務常任委員会に付託されました、報告第7号、専決処分の承認について（南丹市税条例の一部改正について）、報告第8号、専決処分の承認について（南丹市都市計画税条例の一部改正について）、報告第11号、専決処分の承認について（平成30年度南丹市一般会計補正予算（第9号））、議案第27号、南丹市地域活性化センター条例の一部改正について、議案第28号、南丹市地域公共交通會議条例の一部改正について、議案第30号、南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第31号、南丹市税条例の一部改正について、議案第35号、京都地方税機構規約の変更について、議案第36号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第1号）の、以上、専決の承認3件、条例の一部改正4件、規約の変更1件、補正予算1件の計9件の審査経過と結果について番号順にご報告を申し上げます。

去る令和元年6月12日水曜日に総務常任委員会を開催し、総務部、市長公室、地域振興部、教育委員会の順にそれぞれ詳細説明を受けた後、審査を行いました。

まず、報告第7号について、質疑は住宅ローン控除拡充の影響についてなどです。住宅ローン控除拡充の影響についての質疑に対し、今回の条例改正による税額控除は本年10月から令和2年12月に居住を開始した新築住宅の借り入れについて、これまで10年間の控除期間を13年に変更するものであり、実際に税収の減が生じるのは令和12年から15年の4カ年となる。その減収に対する補填の時期であるが、毎年6月ごろに府を通じて減収額を報告し、9月に地方特例交付金、減収特例交付金として収入しているので、税収減が生じた年度に補填される、との答弁でありました。

質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、報告第7号は賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、報告第8号については、質疑、討論はなく、表決の結果、報告第8号は賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、報告第11号について、総務での質疑は、土地建物売払収入の詳細説明であります。

市長公室、地域振興部での質疑は、有線テレビの加入件数増加と使用料減収の詳細説明であります。

教育委員会での質疑は、就学援助事業の大幅減額について、かやぶき屋根保存修理事業の実績についてであります。

それぞれ答弁の後、討論はなく、表決の結果、報告第11号は賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、議案第27号について、主な質疑は、屋外看板の月使用料の根拠や適正な看板内容、施行規則の精査などであります。

それぞれ答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第27号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号について、質疑は、地域公共交通会議の位置づけについてであります。

答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第28号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号について、質疑、討論はなく、表決の結果、議案第30号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号について、質疑は、環境性能割の見直しの減収や国の補填についてであります。

それぞれ答弁の後、質疑を終結し、討論の後、表決の結果、議案第31号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号について、質疑は、納税者への影響についてであります。この質疑に対し、他の税金に関するもの、法人住民税等の申告の受け付けもされているので、窓口が一本化の方向に向かっているということで、統一的なことになって、申告される方の負担が軽減されると思う、との答弁でありました。

質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第35号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号について、総務部での主な質疑は、部署による業務量の違いについてであります。この質疑に対し、4月の組織改正についても、業務量、調査等に基づき業務量の平準化を一定目的として配置を行った。その中では支所の人数の削減であるとか、業務の多いところに人を集中するというふうなことも想定しながらの体制にはな

ったが、その中には受け付け等で本庁に配属で支所に勤務みたいなスタイルをとりながらバランスをとっていくというような形でしている。本質的な部分で縦割りが解消できていないところもまだまだ見受けられるが、総合的に対策をしながら平準化を図っていききたい、との答弁でありました。

市長公室、地域振興部での主な質疑は、小学校跡施設管理費からの変電設備キュービクル設置の必要性について、スポーツ拠点づくり推進事業のマスターズ実施計画の業務委託と事業効果について、自治振興補助事業の詳細説明であります。

マスターズ実施計画の業務委託についての質疑に対し、専門の業者に委託する計画をしている。内容については、基本情報の収集、推進体制、開催業務の整理など、骨格部分の調整や競技などにかかわる大会の開催にかかわるものを実施計画に盛り込んでいくというようなことを考えている、との答弁でありました。

教育委員会での質疑は、教育研究事業「学びの深化プロジェクト」の詳細説明であります。この質疑に対し、学びの深化プロジェクト実施校ということで、今回、胡麻郷小学校ということになっている。テーマの一つにコミュニケーション能力の育成というのがあり、胡麻郷小学校は過去に国の事業の指定も受けながら外国語の推進に寄与してきた実績があるので、それを発表して、今回、このような形になった、との答弁でありました。

その他、答弁の後、質疑を終結し、討論では賛成が2件ありました。1件目は、規模としては膨れているが、非常に努力をいただいて、いろんな財源も確保していただいている。イベント事業の精査を申し上げ、賛成するとの内容でありました。

もう1件は、総体的に国、府の財源を活用するという姿勢、いろんなイベント等を行うことによって定住促進、地域の活性化につながる重要な施策であるので、そういう努力を評価して賛成する、との内容でありました。

表決の結果、議案第36号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました議案審査の経過及び結果報告とさせていただきます。

○議長（今面 不倅君） 続いて、谷尻昌史産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（8番 谷尻 昌史君） おはようございます。

それでは、令和元年6月定例会において産業建設常任委員会に付託されました、報告第11号、専決処分の承認について（平成30年度南丹市一般会計補正予算（第9号））、報告第13号、専決処分の承認について（平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第6号））、議案第26号、南丹市森林環境基金条例の制定について、議案第29号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第33号、建物の無償譲渡について、議案第34号、公の施設の利用に関する協議について、議案第36号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第1号）、議案第39号、令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号、令和元年度

南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件につきまして、審査の内容と結果について、報告番号及び議案番号順に報告をいたします。

本件につきましては、6月13日に産業建設常任委員会を開催し、上下水道部、農林商工部、土木建築部の順に審査を行いました。

まず、報告第11号、専決処分の承認について（平成30年度南丹市一般会計補正予算（第9号））を議題とし、農林商工部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧費が3,108万4,000円と大きな減額であるが、事業の進捗率は、との質疑に対し、繰り越しはしているが、8割程度できている。今月もしくは来月には支払いを含めて完了予定である、との答弁でありました。

また、農業振興費、土づくり事業は362万2,000円の減額であるが、堆肥、液肥は現状どの程度の利用があるか、との質疑に対し、平成30年度の実績で、堆肥は園部管内1,642トン、八木管内455トン、日吉管内57トン、美山管内308トンで、合計2,463トンである。また、液肥は園部管内143トン、八木管内1,169トンで、合計1,312トンである、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、農林商工部の質疑を終結いたしました。

続いて、土木建築部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、特に質疑はなく、土木建築部の質疑を終結いたしました。討論はなく、採決の結果、報告第11号は賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、報告第13号、専決処分の承認について（平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第6号））を議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、土地建物売払収入は川東浄化センターの土地を京都府に売却したということであるが、用途等の中身は。また、公共下水道事業受益者負担金330万円の増額の内容は、との質疑に対し、川東浄化センターの敷地については笹ヶ谷川砂防維持修繕工事として河川管理通路の側溝整備に係るものである。また、公共下水道事業受益者負担金は、当初、30件の見込みが72件になった。内訳は園部57件、八木15件で、主に区画整備区域内での開発である、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、報告第13号は賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、議案第26号、南丹市森林環境基金条例の制定についてを議題とし、農林商工部から詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、森林環境譲与税について京都府内他市町の動きは、との質疑に対し、南丹広域振興局管内で新たな森林管理システムに係るワーキング会議を月1回程度開催していく。内容は京都府からの情報提供、国から入ってくる制度の概要説明、他府県の情報確認、市町の横連携の取り組み状況や課題報告などである。構成は京都府森の保全推

進課、市町の担当課、京都府森林連合会、森林技術センター、南丹広域振興局である、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結しました。

討論はなく、採決の結果、議案第26号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、土木建築部より詳細説明の後、質疑に入りました。

特に質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第29号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、建物の無償譲渡についてを議題とし、土木建築部より詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、無償譲渡に係る登記はどうか、との質疑に対し、無償譲渡する建物は、その個人の土地の上に建っており、今回は建物だけを登記する、との答弁でありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論はなく、採決の結果、議案第33号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、公の施設の利用に関する協議についてを議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、水道水の供給に関する基本協定書案第6条に、亀岡市は用水供給について、地方公営企業法第21条第1項の規定により南丹市から用水供給料金を徴収するとあるが、本市水道料金との関係は、との質疑に対し、亀岡市は水道事業とは別に新たに用水供給事業という事業変更認可をとられ実施をされる。その用水供給事業の中で本市八木地域の供水区域に水道水を供給する。個々の料金徴収は約1,600件の戸数については給水区域である南丹市が個々に請求をする、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結いたしました。

討論はなく、採決の結果、議案第34号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、農林商工部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、観光文化資源活用推進事業、森の京都南丹エコミュージアム実行委員会補助金が計上されているが、構成委員と事業内容は、との質疑に対し、実行委員の構成団体は公益財団法人園部町振興公社、南丹市商工会、一般財団法人森の京都地域振興社、一般社団法人南丹市美山まちづくり協会、南丹市八木町観光協会、南丹市日吉町観光協会、宗教法人生身天満宮氏子会、丹波祭り囃子保存会、京都南丹広域振興局、そして南丹市であり、事務局は公益財団法人園部振興公社に持っていただく。事業内容は人材育成事業と啓発事業並びに情報発信事業の三本立てを予定している。南丹市全体を野外博物館として地域振興や観光振興に生かしていきたい。文化庁で事業採択をされ、本年度から5年計画で取り組む、との答弁でありました。

その他、都市改良事業、京野菜等産地育成事業、商品券事業、わくわく地方生活実現事業、地域振興関連施設管理運営費等について質疑、答弁の後、農林商工部の質疑を終結いたしました。

続いて、土木建築部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、観光文化資源活用推進事業において道路河川課所管分が150万円計上されているが、道路路線や場所等の決定はしているのか、との質疑に対し、道路に愛称を設定し、木製灯籠を設置するものであるが、市役所前の佛大線を基本に生身天満宮前を通る美園栄町線などが候補に挙がっているが、決定には至っていない、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、土木建築部の質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第36号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号、令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

公債費について質疑、答弁の後、ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論はなく、採決の結果、議案第39号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第41号、令和元年度南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

特に質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第41号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、6月定例会において産業建設常任委員会に付託されました報告及び議案の審査内容と結果の報告といたします。

○議長（今面 不悖君） 続いて、前田義明厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（2番 前田 義明君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年6月定例会で厚生常任委員会に付託されました、報告第9号、専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）、報告第10号、専決処分の承認について（南丹市介護保険条例の一部改正について）、報告第11号、専決処分の承認について（平成30年度南丹市一般会計補正予算（第9号））、報告第12号、専決処分の承認について（平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））、議案第32号、南丹市立幼稚園保育料条例の一部改正について、議案第36号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第1号）、議案第37号、令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第38号、令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第40号、令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、以上、報告4件、議案5件の審査状況と結果について報告をいたします。

本件につきましては、去る6月14日に厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。まず、報告第9号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、報告第9号は賛成多数で承認すべきものと決しました。

次に、報告第10号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、消費税が引き上げされるかされないか、かかわらず実施されるのか、財源は、との質疑に対して、10月が消費税値上げの予定となっている。上がる予定の段階であるが、今年度の保険料に関しては適用する形になる。また、財源については、保険料を軽減させていただいた分の財源について、2分の1が国からの補助、4分の1が府からの補助、あとの4分の1が市からの補助で、介護保険特別会計のほうに繰り入れをさせていただく予定、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、報告第10号は挙手全員で承認すべきものと決しました。

次に、報告第11号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、ごみ袋販売事業が減額されている。美山と日吉支所でごみ袋と収集物品の販売を中止した理由は、との質疑に対して、4月1日からの機構改革により支所が1課制となり、支所業務は全て本庁で扱うことになった。指定店との関係があるので、引き渡し日を限定させていただくとし、申し込み分だけをお渡しする体制でお互い推進する。また、支所では特にくみ取り券の販売をしていたので、在庫や売り上げ費用の確認が煩雑で確認作業に時間を要したので、支所での取り扱いを限定した。ただ、くみ取り代の支払いなどは従来どおり支所でも対応している。また、ごみ袋、くみ取り券を販売店で取り扱ってもらおうと、手数料をお店に支払うことができるので、販売強化にもつながる形をとった。以上3点を考慮した、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、報告第11号は賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、報告第12号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、報告第12号は賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、議案第32号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、八木のみが実質的には該当する。園部にも影響するのか、との質疑に対して、八木中央幼児学園短時部において、今回、無償化で保育料と給食費を明確にすることで、園部幼稚園に対して影響はない、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第32号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、地域包括ケア推進事業、位置検索サービス機器利用支援事業補助金でGPSを使ってということだが、どのような使い方になるのか、との質疑に対して、契約は利用者でメーカーとしていただき、初期費用に関する上限までの補助であったり、毎

月の利用額に対する限度額までの形で補助することを考えている。また、GPSをそのまま持つものや、衣類の中に埋め込んだり、靴の中に入れてたりすると聞いている。南丹市でも、ことしに入ってから行方不明者の事案が発生している。高齢者をすぐに探し出せるような仕組みづくりという京都府の新包括ケアの要綱が去年は合致しなかったので、最終的に予算を落とさせていただいたが、3月に要綱が示され、京都府と相談させていただき、この事業を取り組みさせていただいた、との答弁でありました。

また、民間保育所等運営支援事業で受け入れ園児の想定人数は、との質疑に対して、予算上で補助金ベースだが、保育所については131人から160人規模の予定で、認定こども園については20人以下の規模で予定している、との答弁でありました。

また、保育所管理運営費で、保育所の定員は既存の保育所については見直していく可能性が出る方向で理解をしたらよいのか、との質疑に対して、園部地域については園部保育所と城南保育所の2カ所あり、保育所の規模をおおむね半分程度にし、150人程度の新しい民間の保育所に入っていただく定員の調整をしたいと考えている。全体の保育所の計画については、今年度示す計画の中で、民間保育所の誘致と並行して公立市営の保育所のあり方について計画策定していきたい、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第36号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第37号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第38号は挙手全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第40号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第40号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、令和元年6月定例会において厚生常任委員会に付託されました議案の審査の状況と結果についての報告といたします。

○議長（今面 不悖君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 質疑なしの声もありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、5番、麻田育良議員の発言を許します。

麻田議員。

○議員（5番 麻田 育良君） おはようございます。議席番号5番、日本共産党の麻田育良です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、報告第9号、専決処分の承認にかかわる南丹市国民健康保険税条例の一部改正についてに反対の立場で討論を行います。

南丹市では、合併以来、12年間値上げをせず据え置かれてきた国民健康保険税が、昨年につき、3月議会で1人1万円という大幅な値上げが決定されました。この間、国民健康保険税や市民税、介護保険料などの徴収票が郵送されてきていますが、びっくりされている方も多いと思います。

今回の専決処分の議案では、昨年につき、軽減基準所得金額の改正と課税限度額の改正が行われましたが、軽減基準所得の拡大は軽減範囲の拡大になり、対象世帯の平等割と均等割の負担が軽減されることになるので賛成できます。

市の資料では、5割軽減が13件、2割軽減が15件で合計92万円軽減されることとなります。

もう一つの課税限度額の改正は、医療分の課税限度額が、昨年、54万円から58万円に、ことしは58万円から61万円に引き上げられたことで、負担増になる世帯が市の資料では41件120万円ふえることになり反対です。

今後も保険料率は赤字解消ということで増加することが指摘されています。南丹市でのさらなる国保世帯への負担減への努力を求めています。

また、府への一元化では、国保財政の健全化は難しいと思われます。知事会、市長会の要望されています1兆円の国費投入で、国民健康保険制度の維持に向けた改革が必要だということを申し述べておきます。

議員の皆さんの賢明なご判断をお願いします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（今面 不悖君） 麻田育良議員の討論が終わりました。

次に、議席番号4番、野村健議員の発言を許します。

野村議員。

○議員（4番 野村 健君） 議席番号4番、日本共産党市会議員団の野村健でございます。議長の許可をいただきましたので、議案第36号、本年度の一般会計補正予算（第1号）について反対討論を行います。

今回の補正は、災害復旧費などの国庫支出金1億1,600万円、ため池ハザードマップ作成費など府支出金1,417万円などの追加、基金からの繰入金669万円の減額、さらに市債7,640万円の追加など、合わせて2億4,157万円を追加して、予算総額を235億2,157万円にするものであります。

第一に、市の財政の実力から、3年前に上限と表明されました220億円をさらに上回る予算規模となりました。財政調整基金は30年度末の33億3,620万円から、

本年度末見込み額 2 億 7, 9 6 8 万円に 1 0 億 5, 6 5 2 万円減少する見込みとされています。市民の福祉向上という自治体本来の役割を果たす立場で事業の優先順位を明確にし、財政規模を縮小することが求められております。

第二に、プレミアム商品券事業は消費税 1 0 % への増税による低所得者及び子育て世代への影響緩和対策とされております。複数税率やポイント還元など多額の対策を必要とするこの消費税増税は中止をして、応能負担の原則による大企業などの応分の負担を財源とするよう求めるべきであります。

第三に、わくわく地方生活実現事業の 3 0 0 万円は、東京 2 3 区に在住または勤務する人が南丹市内の中小企業に就職した場合、限定して 1 人 1 0 0 万円を助成するものであります。しかし、本来、定住促進は地域を限定すべきものでありません。

第四に、八木町農業公社に関して、指定管理の法人であります。役員改選に係る推薦名簿を市長名の公文書で出されたということが一般質問でも指摘されました。ほかにも多くの指定管理法人、団体がありますが、慎重な対応を求めていると思います。

あわせて、八木バイオエコロジーセンターはこれまで多額の投資をしてまいりました。本年度は原水槽の改修の予定であります。施設の老朽化で、今、改修のピークにあるということでもあります。今後も相当な投資が必要とのことでもあります。本市はメタン発酵によるバイオマス利用を全国に先駆けて取り組んでおりますけれども、啓発、普及とともに費用対効果の視点から見直しも含めて検討が必要だと思います。

第五は、船岡浄水場水源地整備工事の入札で落札を取り消す事態が発生いたしました。最低制限価格の誤りが発覚し、入札を無効としたものであります。年内完成の予定で事業発注のおくれとなります。計算のチェックが甘く、チェック体制を検討して再発防止に努めるとされておりますけれども、庁舎内全体の課題として検証すべきと考えます。

最後に、民間保育所等運営支援事業では、設計業務が予算化されておりますけれども、現在の園部、城南保育所の定員それぞれ 1 5 0 人を半分程度にし、新設の民間保育所 1 6 0 人、認定こども園 2 0 人で合計 3 3 0 人の予定であります。今後の待機児童の心配のない対応を求めていると思います。

以上、指摘をいたしまして、反対討論といたします。議員各位の皆さんの賢明なるご判断をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 野村健議員の討論が終わりました。

次に、議席番号 1 8 番、松尾武治議員の発言を許します。

松尾議員。

○議員（1 8 番 松尾 武治君） 皆さん、おはようございます。議席番号 1 8 番、活緑クラブ所属、松尾武治です。議長の許可がありましたので、ただいまから議案第 3 6 号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第 1 号）について、賛成の討論をいたします。

補正額は 2 億 4, 1 5 7 万 6, 0 0 0 円で、補正後は 2 3 5 億 2, 1 5 7 万 6, 0 0 0 円となり、規模の指摘もありますけれども、今日まで放置していた施策を進める積極

的な予算として評価いたします。

内容を見てもみますと、歳入では、森林環境譲与税 3, 558万6, 000円、国・府支出金 1億2, 646万9, 000円が主なもので、歳出では、スポーツ拠点づくり推進事業 957万7, 000円、保育所管理運営費 1, 411万9, 000円、京野菜等産地育成事業 500万円、公共土木施設災害復旧費 1億4, 700万円が主なものとなっています。

財政が厳しい折から、市民の福祉の充実につながるものを重点にとの意見もありますが、定住促進・農業振興など地域経済の振興につながる事業を積極的に取り入れることが重要であり、今日まで行わなかった国・府への財源獲得とそれに伴う定住促進・農業振興策を予算化する努力が伺えます。

災害復旧費 1億4, 700万円は、神楽坂トンネル開通で使わなくなった府道を市道に格下げした道路の災害復旧であり、このような道路がほかにもありますが、今後の課題と指摘をしておきます。

入札にかかわる最低限の設定ミスについて、総務常任委員会で丁寧な説明がありましたが、南丹市は発足時から契約においては安易な行動がありました。その中でも印象に残る事業は、防災無線整備事業において〇社製品を仕様とした設計書を作成し、〇社を含め施工事業者を含めた指名競争入札を行った経緯があります。

防災無線事業は、当初、八木町の事業でしたが、合併により、美山町、園部町を一体に整備をするために3町を一体的に整備する基本設計を作成し、総務省に申請をした事業です。南丹市も3町を一体に発注する計画をしておりましたが、効率の悪い分離発注を行うことで競争性が起こらない形式的な入札で高落札を続け、多額の財政負担を発生させた事業が思い出されます。

今回の事象を指摘する以前に、設計ミスによる入札不調や仕様書を作成しない委託契約行為など、南丹市に潜在している入札に関する安易な考え方が今回の事象を招いたもので、防災無線整備事業のような意図的なものを含め、南丹市は土木工事を除き、今回の上水道事業、車両購入事業を含め数多くの契約行為に関する安易な感覚を改めることが重要であるとともに、特定業者が有利になる事業委託を含め、発注には厳正な姿勢で臨むことを指摘しておきます。

歴史ある町並みを見直すこともなく進めた閑静な本町・宮町の姿を眺めると、園部町から続いた南丹市政の縮図を眺める気がいたします。

このように、合併により中心市街地を崩壊し、改革を行わない12年間の市政を踏襲するのか、開眼により、4町の合併効果を示すためにも、それぞれの町の特徴を生かしたまちづくりを選択するのか、総合振興計画の着実な実行と意味のない評価を改め、具体的に何をすればいいのか柱を立てるのが市長の責務であり、議会は別の視線で市民の意見を的確に反映する責務がありますが、3月定例会では、市民目線である審議が未了とともとれる議会責務を忘れたような行動がありました。

お隣の亀岡市を見てみますと、まちが動いていることがわかります。南丹市においても、生産人口の減少に歯どめをかける積極的な施策を求め、おくれた行財政改革を取り戻す必要があります。それには市民の皆様が住んでいてよかったと思えるまちづくりが求められますが、それには行動する市長の姿勢が求められます

市民の福祉充実につながる施策を求める意見もありますが、補正予算にも見られますように、国・府に出向き財源の確保に奔走する中で、積極的な予算編成であったことを評価して、賛成の討論といたします。

○議長（今面 不悖君） 松尾武治議員の討論が終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、日程第1、報告第7号から報告第13号までの専決処分の承認7件のうち、報告第9号を除く6件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案承認であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不悖君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、報告第9号、専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案承認であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（今面 不悖君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第2、議案第26号から議案第41号までのうち、議案第36号を除く15件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不悖君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(今面 不倅君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第42号から議案第44号まで

○議長(今面 不倅君) 次に、日程第3「議案第42号から議案第44号まで」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

西村市長。

○市長(西村 良平君) それでは、ただいま上程いただきました議案第42号から議案第44号までについて、ご説明を申し上げます。

まず、議案第42号、平成30年度(繰越)南丹市役所八木支所大規模改修工事請負契約につきましては、耐震診断の結果、強度不足であることが判明いたしました南丹市八木公民館の機能を隣接する南丹市役所八木支所3階に移転し、機能集約するため、八木支所3階の大規模改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該工事につきましては、一般競争入札の結果、2億4,948万円で、京都府南丹市園部町河原町4号30番地1、丹波建設株式会社代表取締役、平井昭人氏が落札されました。

主な工事内容は、貸し館用の会議室、料理実習室の整備や既存トイレの全面洋式化、電気・空調設備の更新などを行うものであります。

次に、議案第43号、令和元年度南丹市市営バスの購入につきましては、南丹市市営バス車両の老朽化に伴う更新のため、中型バス2台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該購入につきましては、市内6業者に見積書提出を依頼したところ、4,929万5,520円で、京都府南丹市八木町木原河原18番地、丸安自工株式会社代表取締役、松本圭史氏が見積もり採用者となりました。

次に、議案第44号、令和元年度南丹市市営バスの購入につきましては、南丹市市営バスの車両の老朽化に伴う更新のため、小型ノンステップバス1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該購入につきましては、指名競争入札の結果、2,194万5,600円で、京都府南丹市八木町木原河原18番地、丸安自工株式会社代表取締役、松本圭史氏が落札さ

れました。

以上をもちまして、議案第42号から議案第44号までの主な説明とさせていただきます。

何とぞご審議を賜り、可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第3、議案第42号から議案第44号については、配付の議案付託表その2のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に総務常任委員会を協議会室で開催いたしますので、お集まり願います。

なお、委員会終了後、午前中に会議を継続いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（今面 不悖君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、総務常任委員長の報告を求めます。

仲村学総務常任委員長。

○総務常任委員長（19番 仲村 学君） それでは、先ほど総務常任委員会に付託されました、議案第42号、平成30年度（繰越）南丹市役所八木支所大規模改修工事請負契約について、議案第43号、令和元年度南丹市市営バスの購入について、議案第44号、令和元年度南丹市市営バスの購入についての以上3件について、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

本件につきましては、先ほど総務常任委員会を開催し、教育委員会及び地域振興部から詳細説明を受けた後、審査を行いました。

まず、議案第42号に対する主な質疑は、工事工期について、入札状況についてなどです。工事工期については令和2年2月28日まで、との答弁でありました。

入札の状況についてはの質疑に対しましては、対象は6社で3社が辞退、3社入札うち2社同額、抽せんにて決定した、との答弁でありました。

質疑を終結し、討論はなく、表決に移り、議案第42号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号と議案第44号は関連するので、一括して審議を行いました。

主な質疑は、車両購入に当たりどのような検討をしたのかでありました。この質疑に対し、経過年数と走行距離を勘案し、安全を重視して今回の更新となった、との答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論はなく、表決に移り、議案第43号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

また、議案第44号につきましても、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました議案の審査の状況と結果についての報告とさせていただきます。

○議長（今面 不倅君） それでは、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不倅君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不倅君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議案第42号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不倅君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不倅君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(今面 不悖君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号から議案第53号まで

○議長(今面 不悖君) 次に、日程第4「議案第45号から議案第53号まで」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

西村市長。

○市長(西村 良平君) ただいま上程を賜りました、議案第45号から議案第53号までについて、ご説明を申し上げます。

議案第45号から議案第47号までにつきましては、日吉町に設置されております胡麻郷財産区、五ヶ荘財産区、世木財産区の3財産区、また、議案第48号から議案第53号までにつきましては、美山町に設置されております字南・字北・字中・字河内谷・字江和・字田歌・字芦生・字白石・字佐々里財産区、知井財産区、平屋財産区、宮島財産区、鶴ヶ岡財産区、大野財産区の6財産区について、それぞれ財産区管理委員の任期満了に伴い、新たな委員を選任するに当たり、条例または協議書の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第45号から53号までの説明とさせていただきます。

何とぞご審議を賜り、同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(今面 不悖君) 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております本件につきましては、人事に関するものでありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不悖君) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入ることに決しました。これより、採決いたします。

まず、議案第45号、胡麻郷財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不悖君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第46号、五ヶ荘財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第47号、世木財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第48号、字南・字北・字中・字河内谷・字江和・字田歌・字芦生・字白石・字佐々里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第49号、知井財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第50号、平屋財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第51号、宮島財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第52号、鶴ヶ岡財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不俤君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第53号、大野財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

本案については除斥対象者がおられますので、一人ずつ採決いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小中昭議員の退場を求めます。

(小中昭議員 退席)

○議長(今面 不俤君) まず、小中昭さんの選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不俤君) 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

(小中昭議員 着席)

○議長(今面 不俤君) 次に、中上實さんの選任に同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不俤君) 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、尾上元彦さんの選任に同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不俤君) 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、弓削憲一さんの選任に同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不俤君) 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、古屋昭さんの選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不俤君) 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、戸本和巳さんの選任に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今面 不悖君） 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、石田喜代治さんの選任に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

日程第5 意見書案について

○議長（今面 不悖君） 次に、日程第5「意見書案」を議題といたします。

配付のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（山口 浩之君） 件名を朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

以上であります。

○議長（今面 不悖君） ただいま、件名の朗読で議案の内容はご承知願えたものと思
います。

この際、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について、起立により採決をいたしま
す。

本案、原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不悖君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

日程第6 閉会中の継続調査申出について

○議長（今面 不悖君） 次に、日程第6「閉会中の継続調査申出について」を議題と

いたします。

会議規則第104条の規定により、配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり取り計らうことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不悖君) 異議なしと認め、さよう決めます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、令和元年第2回南丹市議会6月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 0時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

南丹市議会議長 今 而 不 悖

南丹市議会議員 鞆 岡 誠

南丹市議会議員 松 尾 武 治